

第5期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定しました

第5期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画が決定し、介護保険料（65歳以上の方）が決まりました。

■問い合わせ／役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）



高齢者保健福祉・介護保険事業計画とは？

介護保険制度や高齢者に関する保険福祉事業を円滑に実施するために、取り組む課題を明らかにし目標を定めるものです。

介護保険料はどのように決まるの？

65歳以上の方の保険料は、本町で今後3年間に必要な介護保険の総費用から算出した「基準額」をもとに、個人や世帯の所得に応じて決められます。

$$\text{本町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担率} \div \text{本町にお住まいの65歳以上の方の人数} = \text{本町の保険料「基準額」68,700円（年額）}$$

段階	適用される対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	基準額×0.5	34,300円
第2段階	町民税非課税世帯で、本人の前年の 合計所得金額+課税年金収入額の合計が	80万円以下の方	基準額×0.5
第3段階		80万円以上 120万円以下の方	基準額×0.63
		120万円以上の方	基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の 合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の方	基準額×0.88
		80万円以上の方	基準額×1.0
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額×1.25
第6段階		125万円以上190万円未満の方	基準額×1.35
第7段階		190万円以上400万円未満の方	基準額×1.5
第8段階		400万円以上の方	基準額×1.75

介護報酬改定によるサービス提供時間の一部変更

国の規則改正により介護報酬の単価や時間設定が変更となりました。大きく変わった部分についてお知らせします。
(変更箇所のみ)

適用サービス	変更前	変更後
身体介護 (食事、排泄、入浴の介助)	30分未満	20分未満
		20分以上30分未満
生活援助 (掃除、洗濯、食事の準備や調理)	30分以上60分未満	20分以上45分未満
	60分以上	45分以上
デイサービス	6時間以上 8時間未満	5時間以上7時間未満
		7時間以上9時間未満

※軽度支援を必要とする方へ対応できるように、時間配分を見直しました。なお、この他にも改正箇所はありますので、詳細は厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

次号から数回に分けて標茶町における介護保険の状況について掲載します。

生ごみ処理機購入助成 制度の案内

本町では、生ごみ処理機本体購入費用の一部を助成する制度を実施しています。生ごみ処理機はごみの減量化にもつながり、環境にもやさしい生ごみリサイクルの一つですのでぜひ利用してください。

■申請受付／購入する前に印かんと金融機関の口座番号などがわかるものを持参して下記係へ申請してください。

■対象となる方／標茶町民で本町に1年以上居住し、今後1年以内に転出の予定が無い方。

※1年未満の居住であっても2年以上居住することが認められる場合は、助成を受けることができます。

■対象機械・助成金額／
●電気式（乾燥型・バイオ型）：上限3万円

●堆肥式（コンポスター・発酵式2個）：上限3千8百円
※付属品を除く本体購入費用の2分の1で、百円単位まで助成します。

※町内販売店で購入されたものに限ります。

※ダンボールによる生ごみ処理は助成の対象外です。
※一世帯一台までです。

浄化槽の適正な 維持管理・法定検査について

法定検査は浄化槽法の規定により毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽の機能が正常かを確認するための検査です。この検査の受検は、専門業者による年3〜4回の「保守点検」と年1回以上の「清掃」と合わせ、浄化槽管理者（所有者など）の義務となっております。私たちの生活環境を守るためにも、必ず受検してください。浄化槽をお使いの方に4月中旬ごろ検査案内が届きます。届かない方は（社）北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせください。

また、浄化槽を新設、変更または廃止した場合は、下記係に届け出ください。

水質基準を満たさない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により罰せられます。

犬の放し飼いや ふんの不始末の注意喚起

放し飼いや繋ぎ方が悪いと、飼い犬が逃げ近隣の方や家畜などに害を与えたり、飼い犬自身が負傷することがあります。飼い犬によるトラブルが起きた場合、必要な管理をしていなければ、飼い主に賠償などの責任が生じますので、日ごろからペットが逃げ出さないようにしましょう。また、散歩に行く時は袋などを携帯し、ふんの後始末は確実に行いましょう。ペットを飼う際は、責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

大型連休のごみの 受け入れについて

大型連休中の5月3・4・5日はごみの収集、クリーンセンターでの受け入れをお休みします。

4月30日の祝日は、通常通りごみの収集を行います。クリーンセンターでの受け入れはお休みです。



問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

国民健康保険の 保険証が届きます

現在お持ちの保険証の有効期限は、4月30日までです。新しい保険証は、4月20日ごろ（地区によって配達時期が異なります）に簡易書留により郵送します。新しい保険証が届きましたら、現在お持ちの保険証を処分してください。

なお、国民健康保険税の滞納があり、役場窓口での保険証の更新のお知らせがあった世帯には郵送されません。

国保の喪失の届出は お済みですか？

本町にお住まいで国民健康保険に加入している方が、職場の健康保険（被用者保険）に加入した場合は、「国保喪失の届出」をする必要があります。この手続きをしないと、不要な国民健康保険税がかかりますので注意してください。

■手続きに必要なもの／印かん、国保の保険証、職場でもらった保険証など

■問い合わせ／役場住民課
年金保険係（1階④番窓口☎485-2111内線127）

司法書士会
会員

土地・建物の売買・相続等の
登記は司法書士へ

司法書士 宮越昭一事務所

事務所／標茶町開運2-35 ☎485-2107 FAX485-2108
自宅／弟子屈町高栄1-1-21 ☎482-2457

かわいい子供たちの未来の食のために…。

農業サービス業
TRIPLETS
代表 小野塚 新
090-4839-9355

道東路圏ヘルパー
ネットワークサービス
有限責任事業組合加盟

